

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定
公有水面の埋立ての免許
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇ 公 告 危険物取扱者試験の実施
保母試験の合格者

告 示

鳥取県告示第九百七十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規

定により告示する。

昭和五十七年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新田外科胃腸科 医院	米子市中島三九二一七	昭和五十七年九月二十二日
森 医 院	西伯郡西伯町大字福成九八五	" "
弓 場 医 院	米子市旗ヶ崎一二一三	" "

鳥取県告示第九百七十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十七年九月十六日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

船磯漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三
鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一地先公有水面

(二) 区域

A地区

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 船磯漁港東防波堤灯台(北緯三五度三一分〇七秒東経一三四度〇一分一二秒)から一九三度〇〇分一一四・〇〇メートルの地点(以下「A地点」という。)から一六四度〇〇分一一・五〇メートルの地点
- 2の地点 A地点から一四五度一五分五六・〇〇メートルの地点
- 3の地点 A地点から一七四度三〇分七六・〇〇メートルの地点
- 4の地点 A地点から一七四度四五分七五・六〇メートルの地点
- 5の地点 A地点から一八七度四五分一一〇・〇〇メートルの地点
- 6の地点 A地点から一八九度三〇分一〇八・四〇メートルの地点
- 7の地点 A地点から一九八度〇〇分九七・〇〇メートルの地点
- 8の地点 A地点から二〇九度〇〇分八六・六〇メートルの地点
- 9の地点 A地点から二二二度〇〇分七六・〇〇メートルの地点

B地区

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び13の地点と10の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

(一) 面積

- 10の地点 A地点から一九二度〇〇分二三・〇〇メートルの地点
- 11の地点 A地点から二二四度〇〇分七八・四〇メートルの地点
- 12の地点 A地点から二二六度三〇分七八・〇〇メートルの地点
- 13の地点 A地点から二〇九度〇〇分一一・〇〇メートルの地点

A地区

B地区

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一地先公有水面及び陸地

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びキの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 A地点から三五四度三〇分九六・六〇メートルの地点
- イの地点 A地点から九四度〇〇分七七・〇〇メートルの地点
- ウの地点 A地点から一八七度〇〇分一五四・六〇メートルの地点
- エの地点 A地点から二〇二度一五分一三七・〇〇メートルの地点
- オの地点 A地点から二三二度四五分一一六・六〇メートルの地点
- カの地点 A地点から二三四度四五分七三・〇〇メートルの地点
- キの地点 A地点から二七七度〇〇分一〇七・六〇メートルの地点

(三) 面積

五 埋立地の用途

漁港施設用地

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十七年九月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

- 一 日時 昭和五十七年九月三十日(木) 午前十時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
 - 2 その他

公 出

消防法(昭和23年法律第186号)第18条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和57年9月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類

- (1) 甲種危険物取扱者試験
- (2) 乙種危険物取扱者試験
- (3) 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日時

甲種危険物取扱者試験 昭和57年11月11日(木) 午前10時から

乙種危険物取扱者試験 昭和57年11月11日(木) 午前10時から

丙種危険物取扱者試験 昭和57年11月11日(木) 午後1時から

(2) 場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

倉吉市城城279番地 鳥取県中部総合事務所

米子市稚町一丁目160番地 鳥取県西部総合事務所

3 受験資格

(1) 甲種危険物取扱者試験については、次のア又はイに該当する者

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学若しくは高等専門学校において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で、6箇月以上危険物取扱の実務経験を有する者

イ 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後2年以上危険物取扱の実務経験を有する者

(2) 乙種危険物取扱者試験については、6箇月以上危険物取扱の実務経

4 験を有する者
受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和57年10月12日(火)から同月22日(金)まで(郵送による場合は、昭和57年10月22日(金)までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 提出書類

ア 受験願書

- 1 甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真1枚

受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽かつ無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

エ 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第55条第5項又は第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際、同条第5項又は第6項に規定する免状の写しを添付するとともにその免状を試験当日提示すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

- ア 甲種危険物取扱者試験 3,000円
 - イ 乙種危険物取扱者試験 2,000円
 - ウ 丙種危険物取扱者試験 1,600円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄

にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

昭和57年8月24日から同月27日までの間に実施した保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和57年9月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 山本 明美 | 守時日登美 | 荒木真由美 | 三好 裕子 | 竹内 君江 |
| 植谷 睦子 | 宇野 博美 | 林 康美 | 藤井三保子 | 有福 智美 |
| 橋本多鶴子 | 齋藤由美子 | 芦田 睦 | 小坂 文子 | 上田 眞澄 |
| 柴村サダ代 | 長野 恭子 | | | |